



平成 25 年 4 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR室 部長付 堀内 信之
電話 03-5530-3055 (代表)

独立したレビューにより、フリー報告書の当社取締役会長岡田和生に対する主張は「深刻な欠陥」があることが判明

元国土安全保障省長官の Michael Chertoff 氏が、
ルイス・フリーの報告書における法的分析は「根拠を欠き見せかけで扇動的」であり、
その結論に「信憑性」はないと評価しました。

米国国土安全保障省の元長官である Michael Chertoff 元判事が、元 FBI 長官のルイス J フリー氏が当社の創業者であり取締役会長である岡田和生とその関連会社について昨年まとめた報告書を厳しく非難する評価を発表しました。Chertoff 元判事によれば、フリー報告書は、「構造的に不完全で偏っており、自己の主張を行うことに動機づけられているように見受けられる」もので、報告書の結論については、「まったく信憑性がない」とのことです。それどころか、Chertoff 元判事は、フリー報告書には「深刻な欠陥があり」、そして「信頼性ある調査であったことを示す基本的な痕跡に欠けている。」と指摘しました。

フリー報告書は 2012 年 2 月 18 日にウィン・リゾーツ社 (NASDAQ: 株式銘柄コード WYNN) の命を受けて作成されました。そしてウィン・リゾーツ社はこの報告書を受領するや否や、スティーブ・ウィン氏の指揮の下、当社の子会社であるアルゼ USA 社が保有していたウィン・リゾーツ社の株式 24,549,222 株を強制的に償却することを正当化するために、その日のうちにこの報告書を使いました。アルゼ USA の(間接的)過半数所有者は岡田であり、当時同社はウィン・リゾーツの最大単独株主としてウィン・リゾーツの発行済み株式の約 20% を所有していました。

その当時、アルゼ USA 保有の株式には、市場価格にて約 27 億米ドルの価値があったにもかかわらず、ウィン・リゾーツがアルゼ USA に渡したのは譲渡不能かつ完全劣後である、10 年期日の 19 億米ドルの約束手形でした。その翌日、ウィン・リゾーツの株価は一株当たり 6.71 ドル、すなわち 5.9% 上昇し、フリー報告書に基づいてアルゼ USA からその保有株式を奪い取ったばかりのスティーブ・ウィン氏とウィン・リゾーツのその他の取締役は、多大な利益を手にすることができました。

Chertoff 元判事は今回、フリー報告書の結論は「不完全な法的分析、主張の大半に関する証拠を収集できなかったこと、フリーの仮説に反する証拠を軽視する傾向、そして別の可能な説明について調査しなかったことに基づいている」と評価しました。

Chertoff 元判事は国土安全保障省の長官に加え、連邦第三巡回区控訴裁判所の判事、アメリカ司法省刑事局長、そしてニュージャージー州の連邦検事を歴任しております。評価を行うにあたり Chertoff 元判事は、フリー氏が報告書の添付文書において参照しているすべての調査資料を含むフリー報告書の全体を精査しました。そして、その結果、フリー報告書には「極めて大きな問題がある」との結論に至りました。

フリー報告書で述べられている「事実の認定又は推定は、客観性そして事実による裏付けを欠いている」と Chertoff 元判事は説明しています。また、Chertoff 元判事によれば、フリー氏の法律事務所は、報告書を作成するにあたり「自身を主張者の立場に置くことが一番で、中立の調査官としての立場は二の次であった」とし、フリー氏と彼の同僚は、証拠の都合のいい部分のみを扱い、ウィン・リゾーツの取締役会のためになる結論を導き出すためのこじつけを行ったとしています。

そして「最終的に出来上がったのは、客観性のある様相すら呈していない偏った報告書である」と Chertoff 元判事は語っております。

Chertoff 元判事は、Covington & Burling 法律事務所の支援を受けてフリー報告書の評価を行いました。Chertoff 元判事は 2009 年以来、Covington & Burling 法律事務所のシニア・オブカウンセルを務めています。また Chertoff 元判事を特にサポートしたのが Steven Fagell 氏であり、Fagell 氏は Covington & Burling のグローバル汚職防止部門の共同会長です。

Chertoff 元判事と彼のチームは、本日発表された分析結果のサマリーにおいて、フリー報告書はその結論を十分に裏付けておらず、徹底した客観的な信頼性ある調査の基本的要件を満たすものではないとしました。具体的には、Chertoff 元判事と彼の同僚は、以下の点を指摘しています。

- ウィン社の取締役会はわずか数日間のうちに、フリー報告書の内容に基づき行動し、岡田に報告書にある主張に反論する機会を与えることなくアルゼ USA が保有するウィン社の株式 20% を償却した。よって、フリー報告書はその作成のタイミング、そして作成の背景事情により汚されたものである。
- フリー報告書にある事実の認定及び推定は、客観性そして事実に基づく根拠を欠いている。
- フリー報告書は、「利害関係人である証人の信頼性に欠ける証言及び信じがたい推論に基づいている」
- フリー報告書における法的分析は「見せかけで扇動的」である。
- フリーの調査プロセスは十分に書面で記録されておらず、複数の部分が欠落していることが判明した。

Chertoff 元判事と彼のチームはとりわけ、フリー報告書は「岡田へのヒアリングを形式的に行い、岡田の信頼性について大まかで大半が説明されていない判断を下し、岡田の

言い分を裏付けるかもしれない客観的に検証可能な主張の追跡調査を行うことを怠ったため」岡田を軽視するものである、との結論に至りました。

「岡田和生の声明」

Chertoff 元判事らによる独立した分析の結果を受けて岡田は、「これは、フリー報告書が公表された日から、そして我々はその設立を手助けした会社における自らの持分をウィン社の取締役が奪い取って以来、私がずっと主張し続けてきたことを裏付けるものです。つまり、フリー報告書はいい加減に、そして不正に作成されたものであり、明らかな間違いを複数含んでいるということです。この偏見に満ちた報告書は、ウィン・リゾーツ内でのスティーブ・ウィン氏の権力に対するライバルだった私を排除するために、スティーブ・ウィン氏が展開した一連のキャンペーンの一環であったことは明らかです。不幸なことに、この不完全で偏見に満ちた報告書によって誤解が蔓延し、それがメディアにも広がり、否定的な報道と会社に対する否定的な見方を生み出す結果となりました。Chertoff 元判事の報告書により、フリー報告書により歪められた事実が明確にされることになり、大変喜ばしく思います。」と声明を発表しました。

「Chertoff 元判事らの分析結果のサマリーによれば、フリー報告書の大きな不備には以下が含まれる」

- 報告書のタイミングは、ウィン・リゾーツがはっきりとした目的のために調査報告書の作成を依頼したことを示唆している。はっきりとした目的とは、岡田を取締役会から追放し、彼らが保有する同社株式の約 20 パーセントの株式を大幅に割り引いた価格で償却することを正当化することである。
- 重大かつ広範な結論を、不十分かつ信頼性のない裏付け証拠及び不完全な調査分析結果と一貫して組み合わせている点。これには、該当する出来事について意義ある評価を行うための十分な詳細情報がないにもかかわらず FCPA 違反を犯す「慣行とパターン」があると広範に主張していることが含まれる
- 不完全な法的分析により法的な結論を導き出している点。これには、フィリピンの法令に対する不実な、そして刑事事件となりうる違反があったことを主張しているながらも、ウィン・リゾーツ社が現地の法律事務所に依頼した法的分析における重要な分析結果を無視しているということが含まれる。
- 調査のプロセスについて意味ある説明を行っておらず、出所が疑わしい文書または信頼性のない文書を引用し、偏見を持っている可能性のある人物の証言内容に依拠している点。

Chertoff 元判事はまた、フリー氏自身でさえも、自身の報告書を「弁論趣意書」のようなもの、すなわち中立的に事実を述べる客観的な文書ではなく、特定の見解を主張するための文書に例えたことを述べました。

以上